

## 13 地域保健

### 1 保健活動推進員事業

地域における市民の健康づくりを推進するため、保健活動推進員を置き、保健活動推進員会の活動を支援しています。平成 27 年度の状況は次のとおりです。

ア 保健活動推進員数（平成 28 年 3 月 31 日時点）

4,468 人

イ 組織

市保健活動推進員会、18 区保健活動推進員会、253 地区保健活動推進員会（平成 28 年 3 月 31 日時点）

ウ 活動内容（福祉保健センター等と連携して実施）

市民の生涯にわたる健康づくりの支援、各種会議、研修、地域福祉保健の推進に向けた取組等

エ 活動実績

地域での健康づくり活動等 253 地区合計で延べ 8,836 回

### 2 肝炎ウイルス検査

肝炎対策事業として市内の医療機関で B・C 型肝炎ウイルス検査を実施しました。

\* B・C 型肝炎ウイルス検査の内容

実施機関及び実施場所	対象年齢	受診回数
実施医療機関（約 1,177）※平成 28 年 3 月 31 日現在	全年齢	1 回限り

\* B・C 型肝炎ウイルス検査の受診者数

年度	実施場所	B 型肝炎	C 型肝炎
平成 25 年度	医療機関	17,431	17,432
平成 26 年度	医療機関	25,503	25,498
平成 27 年度	医療機関	28,567	28,560

\* 福祉保健センターにおける肝炎ウイルス検査は 19 年度で終了

### 3 訪問指導

生活習慣病や認知症などで療養中の方、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方、寝たきりの方などを介護している家族等を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が訪問して疾病の予防や療養生活などについてのアドバイスをを行います。

訪問指導事業実施件数

（延件数：人）

対象者	生活習慣病 要指導者	虚弱者・寝たきり・生活習慣病要指導者など	
		口腔衛生指導	栄養指導
従事者	保健師	歯科衛生士	栄養士
平成 25 年度	792	131	17
平成 26 年度	677	152	49
平成 27 年度	539	111	38

### 4 難病対策

原因が不明であって、治療方法が確立されていないいわゆる「難病」患者及びその家族等を対象に、難病相談会、難病患者訪問指導、難病患者一時入院事業、在宅重症患者外出支援事業等を実施しました。

#### (1) 難病相談事業

難病患者及びその家族を対象に、医療・福祉・生活に関する相談の機会を設け、助言を行うことにより、適切な療養生活の確保に資することを目的とした難病相談会（個別相談・講演・交流会）を各福祉保健センターで実施し、平成 27 年度は延べ 2,460 人の参加がありました。

(2) 難病患者訪問指導事業

平成 27 年度の保健師による難病患者訪問指導件数は、延べ 646 件でした。

(3) 在宅重症患者外出支援事業

通常の交通機関での移動が困難で特殊車両(ストレッチャー対応車)を使用せざるを得ない在宅療養難病患者が、通院や入退院、難病講演会などへの交通手段として特殊車両を使用した場合に、利用料の一部を助成し経済的負担を軽減することを目的として、平成 17 年 5 月より事業を開始しました。平成 27 年度は延べ 499 件の助成を行いました。

(4) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が、介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難となった場合に、一定期間医療機関へ入院できるようにすることを目的として、平成 17 年 9 月より事業を開始しました。平成 27 年度は、延べ 123 人、920 日の利用がありました。

## 5 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者の救済保護

昭和 44 年に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(昭和 45 年施行)が制定され、横浜市は昭和 47 年 2 月に同法による指定地域(鶴見区の東海道線より海側の地域)の適用を受けました。

今までに 1,578 人の市民が公害健康被害者としての認定を受けていますが、現行法である「公害健康被害の補償等に関する法律」(以下「補償等に関する法律」)の施行に伴い、昭和 63 年に全国の指定地域が解除され、新たな公害健康被害者の認定は行われなくなりました。

平成 27 年度末現在の公害健康被害者数は 397 人となっています。

横浜市は現在、「補償等に関する法律」及び同法の補完を目的に横浜市独自で制定した「横浜市公害健康被害者保護規則」(以下「保護規則」)をもとに、公害健康被害者対象に次の事業を行っています。保護規則は、当初から横浜市で認定を受けた公害健康被害者が対象となります。

給付等一覧（公害健康被害者等対象）

給付の種類		27年度実績	給付の内容
「補償等に関する法律」に基づく給付	医療費	6,474件	認定疾病に係る治療を受けた場合に医療費を給付
	障害補償費	4,326件	障害の程度が3級以上である満15歳以上の方に支給
	療養手当	912件	月を単位として、入院1日以上、または通院4日以上の方に支給
	遺族補償費	134件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族うち、一定の要件を満たす方に支給
	遺族補償一時金	1件	認定疾病により死亡した被認定者の遺族のうち、遺族補償費を受けることができる方がいない場合に、一定の要件を満たす遺族に支給
	葬祭料	0件	認定疾病により死亡した被認定者の葬祭を行った方に支給
「保護規則」に基づく給付等	療養補助費	454件	障害の程度が等級外で、障害補償費の支給を受けられない方に支給
	療養手当	426件	月を単位とし、通院2、3日の方に支給
	死亡補償金	—	(1)認定疾病により死亡した場合1,200万円 (2)死亡原因が認定疾病以外の場合600万円 ただし、(1)(2)とも既に支給を受けた障害補償費等一定の給付額を控除
	弔慰金	—	死亡補償金の支給を受けられる遺族がいない場合、被認定者の療養看護に努めた方に支給
	空気清浄機購入費補助	3台	空気清浄機を購入する場合に、その費用の一部を補助（神奈川県にも補助制度があり、申請を同時に受付）

公害保健福祉事業一覧（公害健康被害者対象）

事業名	事業内容		
	開始年度	27年度実績	実施内容
指定施設利用 転地療養	平成 11年度	平成26年度 をもって終了	2級以下の方を対象に、個人で家族や友人とともに、空気の清浄な自然環境で療養できるよう、宿泊費・交通費の補助や療養先での医師の往診及び保健師の訪問指導を実施します。
リハビリテーション 教室	昭和 53年度	3回	公害健康被害者の健康の回復、維持及び増進のため、肺炎予防や呼吸筋ストレッチ、専門医の講話等を実施します。
禁煙指導	平成 14年度	13回	医学的検査に伴う面接の機会を利用し、機器を使用した測定や保健師による指導等を実施します。
家庭療養指導	昭和 54年度	189件	家庭訪問を中心に、電話による近況確認や面接等を含め、保健師による個別の療養指導を実施します。
療養用具支給 事業	昭和 49年度	0件	障害の程度が特級・1級の方を対象に空気清浄機を貸与します。
インフルエンザ 予防接種費用 助成事業	平成 17年度	144件	被認定者がインフルエンザ予防接種を受けた際に支払った自己負担費用を助成します。（平成23年度から、全被認定者が助成対象。新型インフルエンザについても同様の扱い。）

(2) 健康被害を予防するための環境保健事業

横浜市では現在、大気汚染の影響による健康被害を予防するため、独立行政法人環境再生保全機構の助成を受け、市民対象に次の事業を行っています。また、環境省が行っている環境保健サーベイランス調査\*1に協力をしています。

\*1 環境保健サーベイランス調査

環境省が行う、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

全国 38 地域で実施しており、横浜市では鶴見区が対象地域となっている。

環境保健事業一覧(市民対象)

事業名	事業内容		
	開始年度	27 年度実績	実施内容
乳幼児血液抗体検査	昭和 63 年度	平成 26 年度をもって終了	各区福祉保健センターの 4 か月児健診の際、血液抗体検査の必要がある乳児を問診等によりスクリーニングし、希望者に対し、本市が契約した公的医療機関等において血液抗体検査及び生活指導を実施しています。
ぜん息相談(個別相談)	昭和 63 年度	23 回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、医師、保健師等による相談・指導を実施します。
ぜん息フォーラム(集団ぜん息相談)	平成 15 年度	1 回	慢性呼吸器疾患に対する知識の普及、健康回復に役立つ呼吸機能訓練及び専門医の講話等を実施します。
小児ぜん息・アレルギー教室	平成 18 年度	年 3 回	ぜん息等に関する知識の普及及び患者の健康回復を図るため、市内在住の 15 歳未満のぜん息児の保護者を対象に、医師、保健師等による講話を行っています。
ぜん息児水泳教室(水中運動教室を含む)	平成 2 年度	3 期(1 期 7~9 回)	年少児から小学校 6 年生までのぜん息児を対象に、気管支ぜん息の治療に有効な水泳や水中運動を、医師の管理の下で行い、健康の回復・保持及び増進を図ります。
医療機器整備事業(助成事業を含む)	昭和 63 年度	4 件	医療水準を向上させるため、市内の地域医療の基幹をなす公的病院等、福祉保健センターに対し、ぜん息等に係る医療機器整備に要する費用を助成します。

6 石綿健康被害者対策

(1) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の救済給付申請受付業務

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿健康被害救済給付にかかる各種申請、請求書類の進達業務を各区福祉保健センターで行っています。

申請受付数 7 件

(2) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査

横浜市では、平成 19 年度から平成 26 年度まで、環境省の委託による「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」を実施しました。その知見を踏まえ、平成 27 年度からは、同じく環境省の委託によって、石綿ばく露者の健康管理のあり方検討のための調査を実施しています。検査結果を通知することにより、調査協力者自身の健康管理にもお役立ていただいています。

調査協力者 86 名

7 原子爆弾被爆者等援護事務

(1) 原子爆弾被爆者援護費支給事業

原子爆弾被爆者の健康維持を援護するため被爆者に対し、援護費を支給しています。

支給人数 1,055 人

(2) 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業

原子爆弾被爆者の健康上の不安感を和らげるとともに健康保持及び向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成しています。

助成人数 延べ 311 人

(3) 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業

原子爆弾被爆者の実子に対し、健康の保持及び向上を図るとともに、健康上の不安感を和らげるため、保険診療の医療費の自己負担分を助成しています。

助成人数 延べ 360 人

(4) 被爆者援護法等に基づく各種申請受理進達事務

原子爆弾被爆者の健康管理及び福祉の向上を図るため、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく書類の受理及び進達等に関する事務を各区福祉保健センターで行っています。

進達等件数 871 件

## 8 総合保健医療センター

総合保健医療センターは、要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的に平成4年10月に設置されました。平成18年7月からは指定管理者制度を導入し、公益財団法人横浜市総合保健医療財団が管理・運営を行っています。

(主な事業)

- ① 要援護高齢者の在宅療養を支援するための「入所及び通所サービス」
- ② 認知症が疑われる方を対象とした「認知症診断」
- ③ 精神障害者の地域生活を支援するための「精神科デイケア」、「生活訓練」、「就労訓練」、「就労支援」、「生活支援」
- ④ 地域医療機関を支援するための「高度医療機器の共同利用」

総合保健医療センター利用者数(人)

区 分	平成26年度	平成27年度
介護老人保健施設	延べ 32,443	延べ 31,647
診療所	延べ 18,826	延べ 18,288
精神障害者支援施設 (うち港北区生活支援センター分)	延べ 58,913 (延べ 31,823)	延べ 69,089 (延べ 25,748)

## 9 肝炎医療講演会

肝臓専門医のいる市内の医療機関に委託及び患者団体等と共催で、医療講演会を開催しました。

医療機関名	講演名	人数	開催地
聖隷横浜病院 (委託)	慢性C型・B型肝炎の基礎知識と最新治療	28	中区
昭和大学藤が丘病院 (委託)	慢性C型肝炎の最新の治療	27	青葉区
神奈川県保健福祉局保健予防課 (共催)	肝臓病教室	39	中区
肝臓の会神奈川 (共催)	最新の肝炎治療とB型肝炎ワクチン	50	港南区
肝臓の会神奈川 (共催)	最新の肝炎治療	80	旭区